＊引き上げ分にかかる消費税収の使途の明確化について

平成２６年４月１日に引き上げとなった地方消費税収は、地方消費税交付金として交付され、その引き上げ分については全額を社会保障費の財源として活用しています。引き上げ分の地方消費税交付金を活用した事業は次のとおりです。

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられた社会保障施策経費（令和2年度決算）

（歳入）　・地方消費税交付金（社会保障財源化分）　１．５千万円

（歳出）　・社会保障施策経費　３億５千万円

（単位：千円）

事業名		経費	財源内訳	
			特定財源	一般財源
社会福祉	障害者福祉事業	24,776	17,127	7,649
	高齢者福祉事業	54,044	172	53,872
	児童福祉事業	42,386	8,965	33,421
	母子福祉事業	317	148	169
	小計	121,523	26,412	95,111
社会保険	介護保険事業	59,283	4,031	55,252
	国民健康保険事業	61,819	23,165	38,654
	後期高齢者事業	42,047	8,039	4,478
	小計	163,149	35,235	98,384
保健衛生	保健衛生事業	55,004	2,052	52,952
	予防事業	10,646	1,418	9,228
	小計	65,650	3,470	62,180
合計		350,322	65,117	255,675

＊地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、上記事業の一般財源の一部となっています。